

三条民商

持続化給付金

三条民主工商会
三条市興野2-16-29
TEL32-2710
FAX32-2718
2020年10月19日
2439回

9月1日に持続化給付金(中小企業庁)の事務局体制が変わりました。申請から給付まで場合によつては1ヶ月以上かかっています。また、口座への入金から給付のお知らせハガキの到着までの日数も増えたと聞いています。自治体独自の支援策を受けるためにも、対象となる方は早めの準備をおすすめします。

三条民商では今までどおり、主に木曜日と金曜日の午後6時以降に給付金申請サポートを行つております。事前に予約のうえ、左記必要書類等の現物持参で来所願います。

必要書類等

①昨年の確定申告書の控え

※税務署の收受印が無い場合は納税証明書を

もらつてください。

②今年の減少月の合計売上が分かる書面

③給付金の振込先口座の通帳

④運転免許証(本人確認書類として)

※⑤青色申告の場合は決算書も必要です。

確定申告では雑収入として所得税の課税対象となる持続化給付金ですが、消費税は不課税となります。

まわりに、給付金申請について相談をしたい方がいましたらどうぞ民商をご紹介ください。

今月の法律相談

とき・・・10月23日(金)午後2時

ところ・・・民商事務所

工藤和雄顧問弁護士による法律相談を行います。

希望される方は民商事務所までご連絡ください。



こくみん共済coop

火災共済・自然災害共済の更新時期です。
手続きと支払いを至急お願いします。
〆切は10月20日(火)です。

共済会 大腸がん検診

回収日は11月9日、10日、11日。
ただいま予約受付中です。

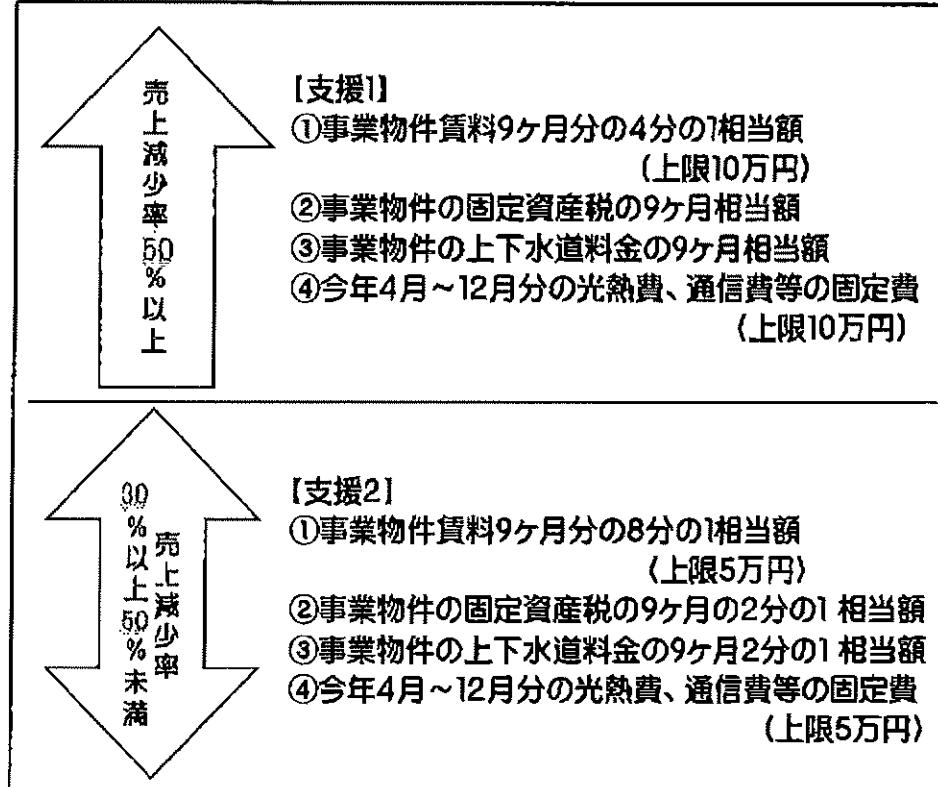
採便キットは随時配布していきます。

今日の事務局臨時休業のお知らせ

10月31日(土)

引き続き、事務局員を募集しています。
民商の活動に理解と意欲のある方お待ちしています。

三条市の事業継続等支援補助金の
対象期間が延長になりました



これまで4月から9月に納期が到来したものが対象でしたが、12月まで延長されました。申請期限も来年2月26日まで延長です。

減少率の計算方法は持続化給付金に倣います。また、[支援2]を受けたあとに50%以上の減少率となつて持続化給付金の申請をした場合は、[支援1]の残りの補助金を受けることができます。

詳しいは三条市の商工課にお問い合わせください。